

民進党は今、国民の幅広い信頼を得られず危機のただ中にいます。私たちはこの厳しい現実を直視し、生まれ変わらなければなりません。そして、今回の代表選挙が、最後のチャンスだと考えます。これまでの代表選挙は往々にして、個人的な好き嫌いや派閥の論理に振り回されてきましたが、今回の代表選挙は、そんな内向きの論理ではなく、幅広く国民を巻き込み、我が国の行く末を骨太に議論する「国民のための代表選挙」にしなければなりません。私は大臣経験もない立場だからこそ、未来志向の自由な発想で、国創りの骨格となる理念や、国民の幸福を実現するための具体策、そして、あるべき社会の姿を真正面から国民に問いかけていきたいと思えます。

衆議院議員 玉木雄一郎

1. 時代の先頭を走る「リベラル保守」政党をつくる

・「リベラル保守政党」としての民進党を確立します。

民進党は、共同体によって紡がれてきた「日本の伝統と文化」を守り、「人々が支え合って暮らす穏やかな社会」を大切にしながら、同時に、世界に開かれた国創りにも必要な「多様性」や「先取の気性」を尊ぶ「リベラル保守政党」であることを明確にします。

・民進党を、国内外の変化に速やかに対応し、時代を先取りして改革を進める「フロントランナー政党」に生まれ変わらせます。

そのため、以下の党内改革を進めます。

- ① 国内外の英知を結集した政党シンクタンクの設立
(霞ヶ関だけに頼らない政策立案を可能とする)
- ② 政治資金の徹底的な透明化と内規の整備
- ③ 国政候補者の予備選による選考方式の導入
- ④ 広報体制の抜本的見直しなど党運営や人事の近代化・合理化
- ⑤ 幅広い個人・団体・企業と連携する開かれた党地方組織の確立
(とりわけ西日本の地方組織の強化、再構築)

2. 日本の経済構造を根っこから変える「攻めの経済政策」

・人工知能（A I）の発達や第4次産業革命を踏まえた「攻めの経済政策」で、20年間続いてきた経済の停滞に終止符を打ちます。その際、①産業政策を「大企業中心から中小企業・ベンチャー企業中心へ」、②国際戦略を「貿易重視から投資重視へ」、③経済システムを「中央集権型から地域循環型へ」変革させるなど、経済構造を根底から転換します。

・都市の快適さと田園のやすらぎが両立する新しい国家構想「21世紀の田園都市国家構想」を提示します。その中心的な政策である「田園からの産業革命」を実現するため、①農業の6次産業化のさらなる進展、②再生可能エネルギーを中心とした地方分散型エネルギー供給、③地域金融システムの整備、④地方空港・港湾整備等による海外から地方への投資・交流・経済取引の拡大、などに取り組み、食・エネルギー・環境分野を中心に、地方循環型の経済システムを確立します。

・「理想と現実」を両立する中長期的なエネルギー戦略を策定し、2030年代原発ゼロに向けた具体的なスケジュールを定めます。その際、国際関係や地政学的観点、最新の技術革新を踏まえ、徹底した現実主義に立ちつつ、①持続可能性、②国土と環境の保全、③経済成長を支える安定したエネルギー供給の三点を同時に達成します。また、核燃料サイクル政策の見直しに着手し、高速増殖炉「もんじゅ」の速やかな廃炉を目指します。

3. 「こども国債」の発行による「人への投資」の大幅拡充

・次世代を担う「人への投資」を大胆に進めるため、財政法を見直し、「こども国債」（仮称）の発行を可能とすることで、教育と子育て支援策を大幅に拡充します。特に、「教育・子育ての完全無償化」の実現を目指し、これまでの高齢者中心型の社会保障を、次世代を担う子どもや若者にも重点を置いた「全世代型」に転換します。

・一方、年金・医療・介護といった「人生後半の社会保障」については、税財源や保険料収入等を充てることを基本とします。ただし、

安易な増税によることなく、予算・決算システムの抜本的変革と国民負担の公平化を通じて、徹底した歳出の合理化を進めるなど、未来にツケを残さない健全な財政運営を取り戻します。そのため、以下の改革に取り組みます。

- ① 行政事業レビューの法定化など予算編成プロセスの透明化
- ② 国会による決算・行政監視機能の強化
- ③ 「予算編成戦略会議」による予算の優先順序の明確化
- ④ 英国「財政責任庁」のような「独立財政評価機関」の設置
- ⑤ 「身を切る改革」の徹底

4. 責任ある外交・安全保障政策

・単なる批判にとどまらない、現実的な観点に立った外交・安全保障政策を提示します。とりわけ、尖閣諸島をはじめとする離島防衛や、ミサイル防衛、サイバー防衛に対応するため、政府・自民党の安保法制からは抜け落ちている「領域警備法」など、必要性・緊急性の高い法整備等を速やかに行います。

・日米地位協定等については、これまでのしがらみがない立場から新しい提案を行います。特に、「軍属」の定義について速やかに見直すなど、「対等なパートナーとしての日米関係」の確立を目指します。

5. 憲法

・憲法改正については、「国民の権利を守り、国家権力の暴走に歯止めをかける」という立憲主義を強化する観点から議論を進めます。自民党改憲案のように基本的人権や国民主権の理念を軽視し、立憲主義に反する改憲には反対を貫きます。特に、日本国憲法の平和主義を堅持し、自衛隊の外国での武力行使を認める改正は認めません。

・憲法裁判所の設置、衆参両院の関係、地方自治のあり方などの統治機構改革、時代に即した新たな権利などについて、タブーを恐れずに積極的な議論を深め、国民的議論のたたき台を示します。